

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA55-9 r. 4. 0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.12 工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備【55条】

令和4年8月
北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：1件。 ・シルトフェンスの多様性拡張設備化</p>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記2件 ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p55-9】 ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】</p> <p>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 編集上の差異			
<p>【差異 A】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段毎の文章末尾に記載していたが、泊では 2.12.1 適合方針 の末尾に一括して記載した。 （なお、伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 9-7.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。）</p>			
<p>【差異 B】 大飯では 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時 と 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時 の対応をまとめた文章で記載しているが、泊は 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時 と 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時 の対応をそれぞれ別手段として記載しているため、適合方針の章立ては</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時に用いる大気への拡散抑制 (2) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時に用いる海洋への拡散抑制 (3) 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる大気への拡散抑制 (4) 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる海洋への拡散抑制 (5) 航空機燃料火災時に用いる泡消火 <p>としている。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉

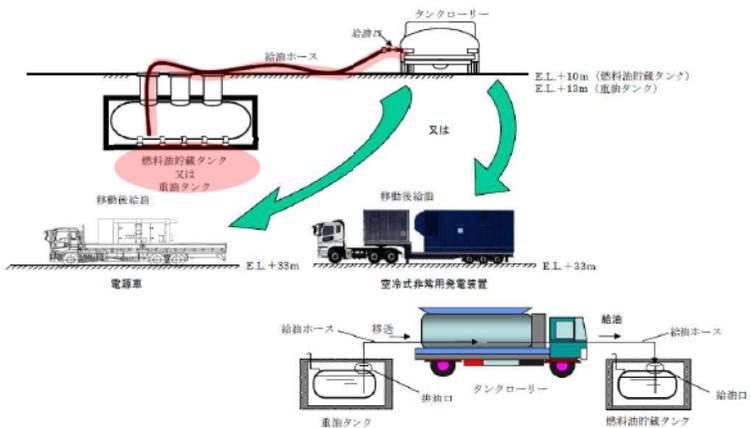
泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

差異理由

2-2) 対応手順・設備の主要な差異

- 【差異①】 大飯 3/4 号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶に必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型大型送水ポンプ車等の燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。
- 【差異②】 可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型)タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。



大飯 3/4 号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ
 (57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)

大飯 3/4 号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

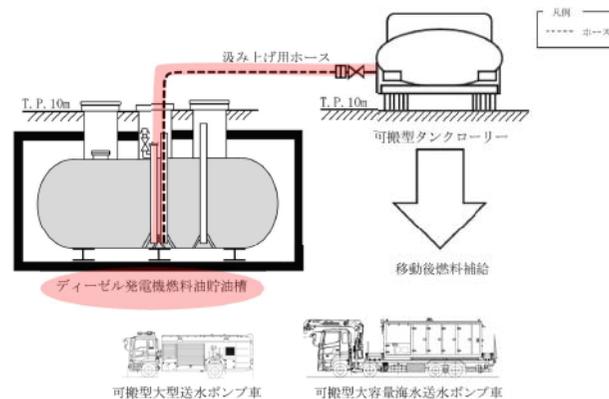
(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

- ・ 空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
- ・ 上記以外の設備：軽油を使用
- ・ 重油の保管方法：重油燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・ 燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ

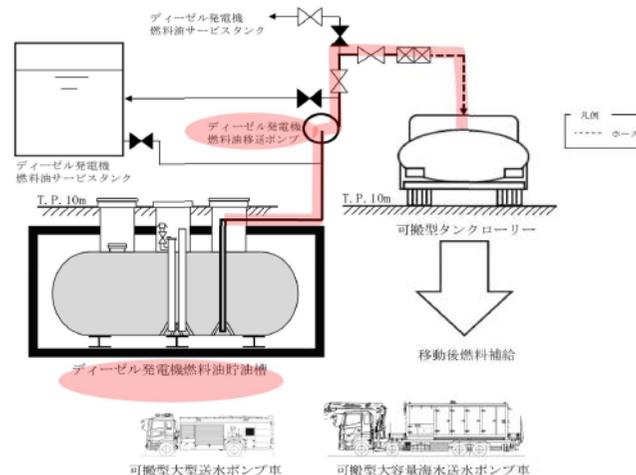
泊 3 号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

- ・ 燃料を必要とする SA 設備：軽油を使用
- ・ 軽油の保管方法：全てディーゼル発電機燃料油貯油槽
- ・ 燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ



泊 3 号炉 補機駆動用燃料の直接汲み上げ (57条概略系統図から引用)

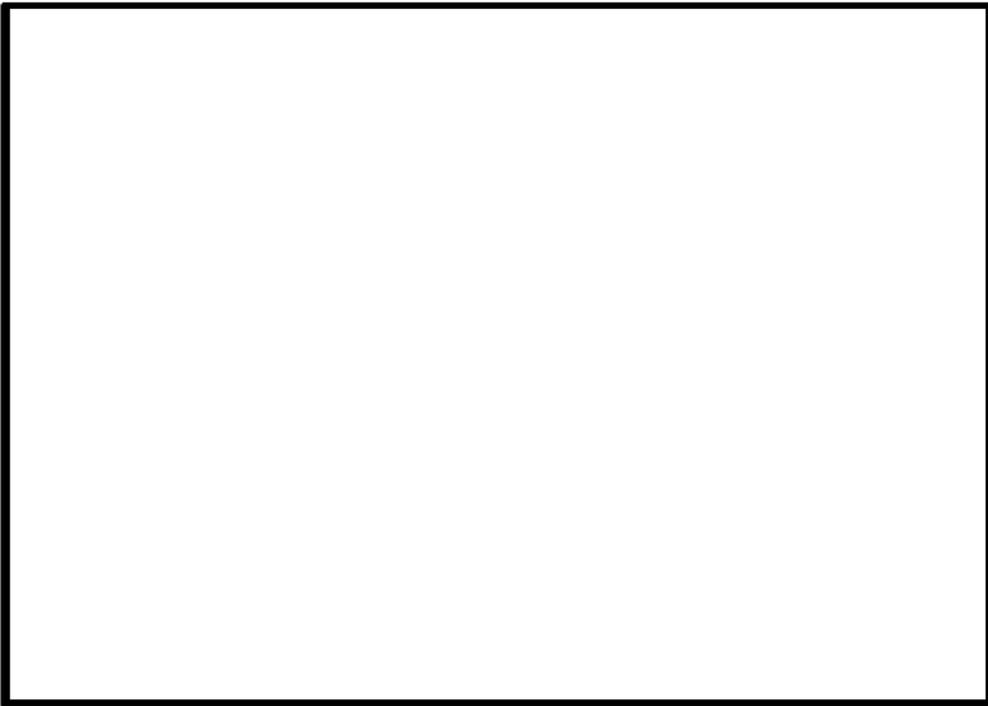


泊 3 号炉 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた
 補機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）</p> <p>【差異③】 大飯では、シルトフェンスで海洋への拡散抑制を図るが、泊では放射性物質吸着剤で海洋への拡散抑制を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="347 1053 869 1082">大飯3/4号炉 シルトフェンスを用いた海洋への拡散抑制</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="1406 1053 1912 1082">泊3号炉 放射性物質吸着剤を用いた海洋への拡散抑制</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）</p>			
<p>【差異④】 大飯では使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時の大気への拡散抑制としてスプレイヘッドを用いて建屋（原子炉周辺建屋）へ放水するが、泊は燃料取扱棟内で使用済燃料ピットへ放水する。</p>			
<p>大飯 3/4号炉 スプレイヘッドを用いた大気への拡散抑制</p>		<p>泊 3号炉 可搬型スプレイノズルを用いた大気への拡散抑制</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）</p> <p>【差異⑤】 大飯3/4号炉は、放水砲の使用にあたって、大容量ポンプ（放水砲用）を2台直接に接続して2台の放水砲で3号炉及び4号炉に同時に放水する設備構成としているが、可搬型大容量海水送水ポンプ車1台と放水砲1台の組合せにて放水する設備構成としている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="134 367 1052 1212"> <p>凡例 ----- ホース</p> <p>原子炉格納容器 蒸気発生器 加圧器 原子炉容器 燃料取替用水ピット 原子炉周辺建屋 蒸気発生器 加圧器 原子炉容器 燃料取替用水ピット 原子炉周辺建屋</p> <p>放水砲 大容量ポンプ（放水砲用） 大容量ポンプ（放水砲用）</p> <p>2台を直列に接続し放水</p> <p>大飯3/4号炉 放水砲を用いた大気への拡散抑制 （概略系統図より引用。本図では片号炉への放水を示している。）</p> </div> <div data-bbox="1097 367 2083 1212"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車 海水 水中ポンプ 1台で放水 放水砲 原子炉格納容器</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車 海水 水中ポンプ 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型スプレインノズル 使用済燃料ピット 燃料取扱棟 放水砲</p> <p>泊3号炉 放水砲を用いた大気への拡散抑制</p> </div> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2-3) 名称が違うが同等の設備			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		
大容量ポンプ（放水砲用）	可搬型大容量海水送水ポンプ車		
タンクローリー	可搬型タンクローリー		
送水車	可搬型大型送水ポンプ車		
スプレイヘッダ	可搬型スプレイノズル		
泡混合器	泡混合設備		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>2.12.1 適合方針</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲並びに燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用い</p>	<p>第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>2.12.1 適合方針</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時に用いる設備（大気への放射性物質拡散抑制）</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）を設ける。</p> <p>(i) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする、可搬型大容量海水送水ポンプ車と接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>9.7 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>9.7.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の系統概要図及び配置図を第9.7-1図から第9.7-3図に示す。</p> <p>9.7.2 設計方針</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）及び海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を設ける。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-7に再掲</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、放水設備（泡消火設備）を設ける。</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備</p> <p>a. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）を使用する。放水設備（大気への拡散抑制設備）は、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、ホース等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプII）により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。（以降同様） <p>記載箇所の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気への拡散抑制は、“炉心及びCVの破損”時及び“SFP燃料損傷”時で対応手段を設定しており、それぞれを別手段として記載した。“SFP燃料損傷”時の対応については、P.55-4から記載。（以降、差異理由は省略） <p>記載方針の相違</p> <p>設備の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに必要な燃料の備蓄量を確認しているが、泊3号炉は、既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯槽を用い、タンクローリーによる貯槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>て補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） <p>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・放水砲 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本システムの流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 ・55条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として、重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）として、シルトフェンスを使用する。</p> <p>シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋へ流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）に設置できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> シルトフェンス（3号及び4号炉共用） 	<p>(2) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時に用いる設備（海洋への放射性物質拡散抑制）</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として以下の重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p> <p>(i) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）として、放射性物質吸着剤を使用する。</p> <p>放射性物質吸着剤は、路盤を流下する汚染水が通過することにより放射性物質を吸着できるよう専用港に流出する排水経路の集水樹3箇所、汚染水の流下を阻害しないよう設置できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質吸着剤 	<p>以下、内容比較用にP.55-1を再掲</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）及び海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を設ける。</p> <p>b. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(a) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を使用する。</p> <p>海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）は、シルトフェンスで構成する。</p> <p>シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋へ流出する4箇所（南側排水路排水樹、タービン補機放水ピット、北側排水路排水樹及び取水口）に設置できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> シルトフェンス 	<p>記載方針の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>対処方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。（吸着剤の記載内容は川内と同等）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1を再掲</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、送水車、スプレイヘッド及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>海を水源とした送水車は、スプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶から補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレイヘッド ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>（3）使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（大気への放射性物質拡散抑制）</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）を設ける。</p> <p>（i）大気への拡散抑制</p> <p>a. 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>淡水又は海水を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、可搬型ホースにより可搬型スプレイノズルを介して使用済燃料ピットへ放水を行う設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1を再掲</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）及び海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を設ける。</p> <p style="text-align: center;">（参考）伊方発電所3号炉</p> <p>a. 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車を用いた小型放水砲による使用済燃料ピットスプレイ</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制）として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、小型放水砲、軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>小型放水砲を可搬型ホースにより海又は代替淡水源を水源とする中型ポンプ車及び加圧ポンプ車と接続し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>（参考）記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川ではスプレイノズルによるSFPへのスプレイを「放射性物質の拡散抑制」と位置づけていないが、泊は5.4条で記載しているSFPへのスプレイを5.5条の「放射性物質の拡散を抑制するための設備」に位置づけて5.5条にも記載している。（伊方と同様） <p>設備の相違【差異①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型ポンプの燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略） <p>対応方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では大気への拡散抑制としてスプレイヘッドを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内でSFPへ放水する。（伊方と同様。） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 ・55条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1,2を再掲</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲並びに燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアンユラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアンユラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>b. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする、可搬型大容量海水送水ポンプ車と接続することにより、燃料取扱棟へ放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から燃料取扱棟に向けて放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1,2を再掲</p> <p>(a) 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）を使用する。放水設備（大気への拡散抑制設備）は、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、ホース等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプII）により海水をホースを經由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・放水砲 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 ・55条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-3を再掲</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として、重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p>	<p>(4)使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（海洋への放射性物質拡散抑制）</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として以下の重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p> <p>(i) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）は、「2.12.1(2)(i)a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制」と同じである。</p>	<p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1を再掲</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）及び海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を設ける。</p>	<p>記載方針等の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋への拡散抑制は、“炉心及びCVの破損”時及び“SFP燃料損傷”時で対応手段を設定しており、それぞれを別手段として記載した。“炉心及びCVの破損”時の対応については、P.55-3に記載。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋への拡散抑制の対応手段、使用機器は、炉心及び格納容器の破損時に使用する対応と同じであるため、呼込み記載とした。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備として、重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）として、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、泡混合器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続し、泡消火剤と混合しながら原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・泡混合器（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(5)原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時に用いる設備</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備として以下の重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車並びに泡混合設備と接続し、泡消火剤と混合しながら原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲 ・泡混合設備 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては「2.14 電源設備【57条】」に記載する。流路として使用する非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室については「2.23 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>(2) 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時に用いる設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">以下、内容比較用にP.55-1を再掲</p> </div> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、放水設備（泡消火設備）を設ける。</p> <p>a. 航空機燃料火災への泡消火 (a) 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、放水設備（泡消火設備）を使用する。</p> <p>放水設備（泡消火設備）は、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、泡消火剤混合装置、ホース等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプII）により海水を泡消火剤と混合しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・放水砲 ・泡消火剤混合装置 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本システムの流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の手段と整合を図り、非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを記載した。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条にて基準適合性を記載せず他条に記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、適合方針末尾（本箇所）へ一括して記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<p>9.7.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）、放水設備（泡消火設備）又は海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、泡消火 薬剤混合装置及びシルトフェンスは、原子炉建屋及び制御建屋から離れた屋外に保管する。</p>	<p>（参考）記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55条の重大事故等対処設備は、その重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備等がないことから、多様性、位置的分散については記載していない。（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2.12.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、他の設備から独立して一体で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する送水車及びスプレイヘッドは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び送水車は、車輪止め又はアウトリガーにより固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>スプレイヘッド及び泡混合器は、固縛又はアウトリガーにより固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用するシルトフェンスは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>航空機燃料火災への泡消火に使用する大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器は、他の設備から独立して一体で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.12.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズルは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放水砲は、放水砲の使用を想定する重大事故等時において必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル及び放射性物質吸着剤は、固縛等により固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する放射性物質吸着剤は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放射性物質吸着材は、汚染水流量を考慮した配置とすることで、集水桝からの溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、閉塞した場合においても、流路の切替えにより流路の確保が可能な設計とする。</p> <p>航空機燃料火災への泡消火に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.7.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）、放水設備（泡消火設備）又は海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、泡消火薬剤混合装置及びシルトフェンスは、他の設備から独立して保管及び使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放水砲は、放水砲の使用を想定する重大事故等時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置は、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型スプレイノズルを用いた大気への拡散抑制に使用する設備は、放水砲を用いた大気への拡散抑制に使用する設備と同様に常設設備に接続せずに構成する設計であり、「他の設備から独立」という記載とした。 <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水砲が他の設備に悪影響を及ぼさないことも記載した。（女川と同様） <p>記載方針等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では可搬型設備の固定方法について、固縛等として固縛、車輪止め等を含めた記載とした。（大阪の放水砲はアウトリガーを有するが、泊の放水砲はアウトリガーではなく車輪止めにて固定する。） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。 <p>対処方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。 汚染水の集水点に保管する放射性物質吸着剤について、他設備への悪影響を与える要因を溢水（排水不良）として、悪影響防止のための設計要件を記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2.12.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため又は航空機燃料火災に対応するため、放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水でき、かつ、大容量ポンプ（放水砲用）2台を接続することで3号炉及び4号炉の両方に同時放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>放水砲は、放射性物質の拡散を抑制するため又は航空機燃料火災に対応するため、放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>スプレイヘッダは、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水することで、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できるものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号炉共用）の合計6個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>2.12.2 容量等</p> <p>基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため又は航空機燃料火災に対応するため、放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に、又は噴霧状の放水により広範囲において燃料取扱棟等に放水できる容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。</p> <p>放水砲は、放射性物質の拡散を抑制するため又は航空機燃料火災に対応するため、放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において燃料取扱棟等に放水できる容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができるものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する設計とする。</p>	<p>9.7.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）又は放水設備（泡消火設備）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置は、想定される重大事故等時において、大気への放射性物質の拡散抑制又は航空機燃料火災への対応に対して、放水砲による直状放射により原子炉建屋の最高点である屋上に放水又は噴霧放射により広範囲に放水するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。また、大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水貯水槽への水の供給設備との同時使用時には更に1台使用する。大容量送水ポンプ（タイプII）の保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。放水砲及び泡消火薬剤混合装置の保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p>	<p>設計方針の相違【差異⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、大容量海水送水ポンプ車1台と放水砲1台の組み合わせにて放水する設備構成のため、大阪3/4号炉のポンプ2台を直列接続して2ユニットに放水する設備構成と相違している。 ・泊3号炉は、予備として他の施設区分の可搬型大容量海水送水ポンプ車を兼用していない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方は43条補足資料に整理。） <p>対応方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪では大気への拡散抑制としてスプレイヘッダを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内でSFPへ放水する。（伊方と同様。） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方は43条補足資料に整理。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。保有数は、各設置場所に必要幅を有するシルトフェンスを3号炉及び4号炉で取水路側に幅約35mを2組（幅約20m/本を1本、幅約15m/本を1本で1組）、幅約10mを2組（幅約10m/本を1本で1組）、放水路側に幅約5.4mを2組（幅約5.4m/本を2本で1組）、幅約5.8mを2組（幅約5.8m/本を2本で1組）、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破損時のバックアップ用として取水路側用に幅約35mを1組（幅約20m/本を1本、幅約15m/本を1本で1組）（3号及び4号炉共用）、幅約10mを1組（幅約10m/本を1本で1組）（3号及び4号炉共用）、放水路側用に幅約5.4mを1組（幅約5.4m/本を2本で1組）（3号及び4号炉共用）、幅約5.8mを1組（幅約5.8m/本を2本で1組）（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、放水砲による放水時、泡消火剤を1%濃度で注入できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計2台を保管する設計とする。</p> <p>設備仕様については、第2.12-1表に示す。</p>	<p>放射性物質吸着剤は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、専用港に流出する排水経路の集水樹3箇所に保管及び設置する。保有数は、各設置場所に対して1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組の合計4組を保管する設計とする。</p> <p>泡混合設備は、航空機燃料火災に対応するために、放水砲による放水時、泡消火剤を1%濃度で注入できる容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。</p> <p>設備仕様については、第4.3.1表に示す。</p>	<p>海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）であるシルトフェンスは、想定される重大事故等時において、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。保有数は、各設置場所の幅に応じた必要な本数2組に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各設置場所に対して1組の合計3組を保管する。</p>	<p>対処方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。 放射性物質吸着剤について、専用港に流出する経路の呑込口に全て設置することを容量として記載した。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方は43条補足資料に整理。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2.12.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、送水車、スプレイヘッド、泡混合器及びシルトフェンスは、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、送水車、スプレイヘッド及び泡混合器は、使用時に海水を通水するため海水の影響を考慮した設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>シルトフェンスは、海に設置するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p>	<p>2.12.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、可搬型大型送水ポンプ車及び放射性物質吸着剤は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、屋外に保管し、燃料取扱棟内に設置するため、重大事故等時における屋外及び燃料取扱棟内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備及び放射性物質吸着剤は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルは、水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>9.7.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）、放水設備（泡消火設備）又は海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、泡消火薬剤混合装置及びシルトフェンスは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、海水を直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>シルトフェンスは海に設置するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p>	<p>対応方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。 <p>対応方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪では大気への拡散抑制としてスプレイヘッドを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内でSFPへ放水することから放水砲等とは設置場所が相違するため、別文章で記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型スプレイノズルはSFP水位が異常に低下した際の環境条件も考慮する。 <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水のみではなく淡水を使用する手順もあるため「可能性がある」と記載した。 <p>対応方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2.12.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>2.12.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>9.7.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	
<p>(1)操作性の確保</p>	<p>(1)操作性の確保</p>		
<p>大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>放水砲及び泡混合器は、車両等により運搬、移動ができる設計とするとともに、放水砲は、設置場所にてアウトリガーの設置等により固定できる設計とする。</p>		<p>放水設備（大気への拡散抑制設備）、放水設備（泡消火設備）又は海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲、泡消火薬剤混合装置及びシルトフェンスは、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めにより固定等ができる設計とする。また、放水砲及び泡消火薬剤混合装置は、車両により屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めにより固定等ができる設計とする。</p>	<p>（参考）記載箇所の相違 ・「切り替えることなく使用」の文章は泊では次頁に記載。</p>
<p>シルトフェンスは、車両等により運搬が可能な設計とし、確実に設置できる設計とする。</p>			
<p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器の接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。放水砲は、複数の方向から原子炉格納容器及びアンユラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）、泡混合器及び送水車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>	<p>大気への拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う場合に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲並びに泡混合設備の接続は、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。放水砲は、複数の方向から原子炉格納容器及びアンユラス部又は燃料取扱棟に向けて放水できる設計とする。可搬型大容量海水送水ポンプ車及び泡混合設備は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の接続は、簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて、ホースを確実に接続することができる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）及び泡消火薬剤混合装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から放水できる設計とする。</p>	<p>対処方針の相違【差異③】 ・泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。</p>
<p>スプレイヘッダは、車両等により運搬、移動した後、人力により運搬し、所定の位置に配置できる設計とするとともに、設置場所にてアウトリガーの設置等により固定できる設計とする。</p>	<p>放水砲及び泡混合設備は、車両により運搬が可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めにより固定できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p>		
<p>使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合に使用する送水車とスプレイヘッダは、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。</p>	<p>大気への拡散抑制を行う場合に使用する可搬型スプレイノズル及び可搬型大型送水ポンプ車の接続は、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、人力により運搬し、所定の場所に配置及び固定できる設計とする。</p>		<p>設備の相違 ・泊3号炉の放水砲は、大阪の放水砲と運搬方法が違うことから、アウトリガーはなく、車輪止めにより固定する。泡混合設備も車輪止めにより固定する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制を行う場合に使用する放射性物質吸着剤は、集水桝内のゲートを閉鎖することにより、通水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル及び放射性物質吸着剤は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、可搬型大型送水ポンプ車及び放射性物質吸着剤は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、屋内及び屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>シルトフェンスは、車両により屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、確実に設置可能な設計とする。</p>	<p>対処方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文と整合を図り、系統としての切替えについて記載した。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備については、アクセスを確保することを明示した。（女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		9.7.3 主要設備及び仕様 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様を第 9.7-1 表に示す。	

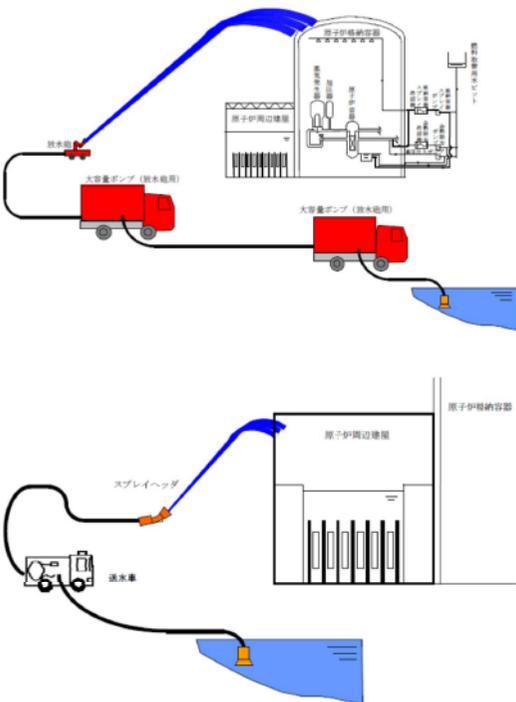
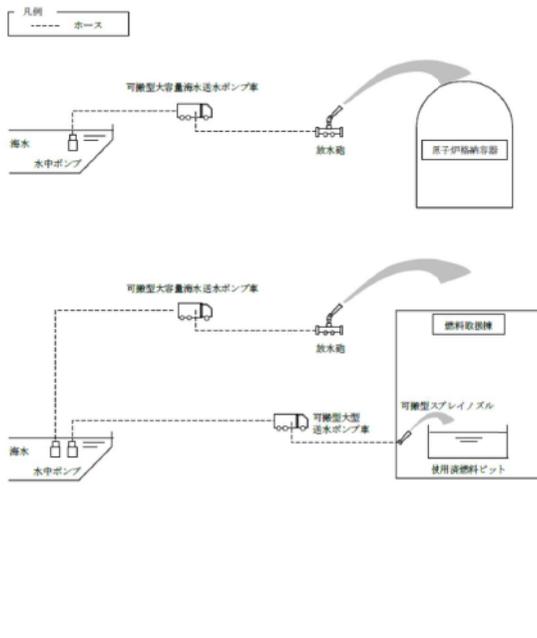
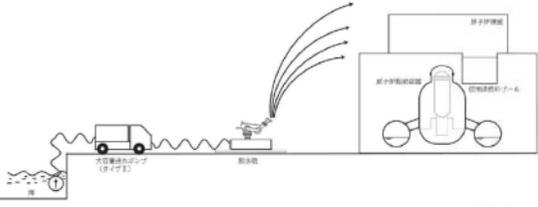
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(2)試験・検査</p> <p>大気への拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火に使用する系統（大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器）は、他系統と独立した試験系統により、機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放水砲及び泡混合器は、外観の確認が可能な設計とする。また、放水砲は、直線状及び噴霧状の放水ができることの確認が可能な設計とする。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する系統（送水車、スプレイヘッド）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>送水車は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できることの確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用するシルトフェンスは、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2)試験・検査</p> <p>大気への拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火に使用する系統（可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備）は、独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放水砲及び泡混合設備は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する系統（可搬型スプレイノズル及び可搬型大型送水ポンプ車）は、独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型スプレイノズルは、使用済燃料ピット全面に噴霧できることの確認が可能な系統設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する放射性物質吸着剤は、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.7.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備）である大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲並びに泡消火薬剤混合装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプII）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプII）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）であるシルトフェンスは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直線状と噴霧状の放水ができることの確認は放水砲単独の試験・検査項目ではなく、系統としての機能・性能の確認で実施するため個別の記載はしない。 <p>対応方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪では大気への拡散抑制としてスプレイヘッドを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内でSFPへ放水する。（伊方と同様。） <p>対処方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。

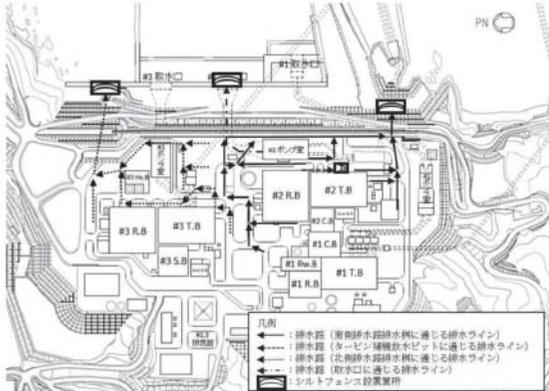
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (1)</p>	 <p>第4.3.1図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (1) 大気への拡散抑制</p>	 <p>第9.7-1図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (放水設備 (大気への拡散抑制設備) による大気への放射性物質の拡散抑制)</p>	<p>(参考) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川ではスプレィノズルによるSFPへのスプレィを「放射性物質の拡散抑制」と位置づけていないが、泊は54条で記載しているSFPへのスプレィを55条の「放射性物質の拡散を抑制するための設備」に位置づけて55条にも記載している。(伊方と同様) 対応方針の相違【差異④】 ・大飯では大気への拡散抑制としてスプレィヘッドを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内でSFPへ放水する。(伊方と同様。)

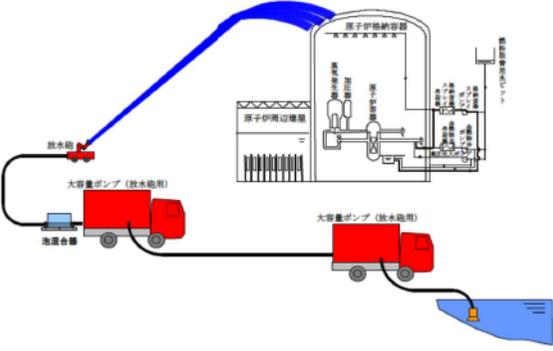
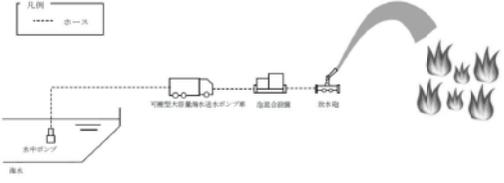
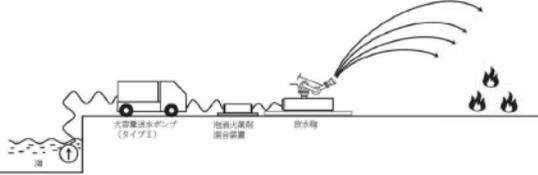
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<div data-bbox="85 220 622 989" style="border: 2px solid black; height: 482px; width: 240px;"></div> <p data-bbox="118 1018 582 1037">発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図(2)</p> <div data-bbox="174 1058 533 1085" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="203 1062 504 1078">特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="660 239 1220 750" style="border: 2px solid black; height: 320px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="716 853 1086 869">特図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p data-bbox="660 1018 1232 1066">第4.3.2図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図(2) 海洋への拡散抑制</p>	<div data-bbox="1254 247 1803 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="1288 646 1803 710">第9.7-2図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備配置図 (海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への放射性物質の拡散抑制)</p> </div> <p data-bbox="1832 231 2161 311">対処方針の相違【差異③】 ・泊3号炉は、海洋への放射性物質拡散抑制として、放射性物質吸着剤を使用する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (3)</p>	 <p>第4.3.3図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (3) 航空機燃料火災への泡消火</p>	 <p>第9.7-3図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>第2.12-1表 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1)大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 うず巻式 台数 2（予備1※1） 容量 約1,320m³/h（1台当たり）</p> <p>吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用</p> <p>(2)放水砲（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 移動式ノズル 台数 2（予備1）</p> <p>(3)送水車</p> <p>型式 高圧2段バランスタービンポンプ 台数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約300m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p>	<p>第4.3.1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（可搬型）の主要仕様</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車 兼用する設備は以下の通り。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>型式 うず巻形 台数 1（予備1）※1 容量 約1,440m³/h（1台当たり） 約1,800m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 容量約1,440m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車と容量約1,800m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車を合わせて台数は1台（予備1台）とする。</p> <p>(2) 放水砲 兼用する設備は以下の通り。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>型式 移動式ノズル 台数 1（予備1）</p> <p>(3) 可搬型大型送水ポンプ車 兼用する設備は以下の通り。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>型式 うず巻形 台数 4（予備2） 容量 約300m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p>	<p>第9.7-1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備） a. 大容量送水ポンプ（タイプII） 第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 放水砲 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料プールの冷却等のための設備 台数 1（予備1）</p> <p>c. 泡消火薬剤混合装置 容量 1,000L 台数 1（予備1）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス） a. シルトフェンス (a) 南側排水路排水樹用 組数 2（予備1） 高さ 約5m 幅 約5m（1組当たり） (b) タービン補機放水ピット用 組数 2（予備1） 高さ 約7m 幅 約5m（1組当たり） (c) 北側排水路排水樹用 組数 2（予備1） 高さ 約6m 幅 約11m（1組当たり） (d) 取水口用 組数 2（予備1） 高さ 約12m 幅 約60m（1組当たり）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大阪3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(4)スプレイヘッド</p> <p>個数 2 (3号及び4号炉共用の予備2)</p> <p>(5)泡混合器 (3号及び4号炉共用)</p> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>(6) シルトフェンス (3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 フロート式 (カーテン付)</p> <p>(a)取水路側</p> <p>組数 2 (予備1※1)</p> <p>幅 約35m (幅約20m/本を1本, 幅約15m/本を1本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約7m (1組当たり)</p> <p>組数 2 (予備1※1)</p> <p>幅 約10m (幅約10m/本を1本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約7m (1組当たり)</p> <p>(b)放水路側</p> <p>組数 2 (予備1※2)</p> <p>幅 約5.4m (幅約5.4m/本を2本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約12m (1組当たり)</p> <p>組数 2 (予備1※2)</p> <p>幅 約5.8m (幅約5.8m/本を2本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約12m (1組当たり)</p> <p>※1 取水路側用として、幅約35mを予備1組 (幅約20m/本を1本, 幅約15m/本を1本で1組として保管), 幅約10mを予備1組 (幅約10m/本を1本で1組として保管)</p> <p>※2 放水路側用として、幅約5.4mを予備1組 (幅約5.4m/本を2本で1組として保管), 幅約5.8mを予備1組 (幅約5.8m/本を2本で1組として保管)</p>	<p>(4) 可搬型スプレイノズル</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・ 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・ 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 <p>台数 2 (予備2)</p> <p>(5) 放射性物質吸着剤</p> <p>容量 1式</p> <p>(6) 泡混合設備</p> <p>台数 1 (予備1)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>2.12.1 設置許可基準規則第55条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 e)）</p> <p>(i)放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>(3) 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（大気への放射性物質拡散抑制）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(i)可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>(ii)可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>(4) 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（海洋への放射性物質拡散抑制）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 e)）</p> <p>(i)放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>(5) 重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 b), c), d)）</p> <p>(6) 多様性拡張設備による海洋への拡散抑制</p> <p>(7) 多様性拡張設備による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>(i)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>(ii)原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>(8) 多様性拡張設備による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(i)化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</p> <p>(ii)可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</p> <p>(iii)大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>2.12.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.12.2.1 重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）</p> <p>2.12.2.1.1 設備概要</p> <p>2.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>(2) 放水砲</p>	<p>3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】</p> <p>< 添付資料 目次 ></p> <p>3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.1 設置許可基準規則第55条への適合方針</p> <p>(1)放水設備（大気への拡散抑制設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 e)）</p> <p>(3)放水設備（泡消火設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 b), c), d)）</p> <p>(4) 自主対策設備の整備</p> <p>3.12.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1)大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>(2) 放水砲</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	2.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 2.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）	(3) シルトフェンス (4) 泡消火薬剤混合装置 3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.12.2.2 重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）</p> <p>2.12.2.2.1 設備概要</p> <p>2.12.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 放射性物質吸着剤</p> <p>2.12.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.12.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.12.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.12.2.3 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（大気への放射性物質拡散抑制）</p> <p>2.12.2.3.1 設備概要</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>(2) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>2.12.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>(2) 可搬型スプレイノズル</p> <p>(3) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>(4) 放水砲</p> <p>2.12.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.12.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.12.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.12.2.4 使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備（海洋への放射性物質拡散抑制）</p> <p>2.12.2.4.1 設備概要</p> <p>2.12.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 放射性物質吸着剤</p> <p>2.12.2.4.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.12.2.4.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.12.2.4.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.12.2.5 重大事故等対処設備（航空機燃料火災への泡消火）</p> <p>2.12.2.5.1 設備概要</p> <p>2.12.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) 泡混合設備</p> <p>2.12.2.5.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.12.2.5.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.12.2.5.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.0 43条 共通 (1.0.2 (保管アクセス) 以外)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4.4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.1 44条 ATWS	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.2 45条 高圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.3 46条 減圧	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.4 47条 低圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.5 48条 最終ヒートシンク	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.6 49条 CV冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.7 50条 CV過圧破損防止	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪

プ
ラ
ン
ト
A

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式		
		比較対象	選定理由				
設備・技術的能力 S A プ ラ ン ト	1.8 51条	CV下部注水	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.9 52条	CV水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.10 53条	RB水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉 伊方3号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	53条 女川一泊一大飯-伊方
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.11 54条	SFP	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置がBWRと異なるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.12 55条	放射性物質の拡散抑制	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.13 56条	水源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.14 57条	電源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
1.15 58条	計装	概ね説明済み	大飯3/4号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉 伊方3号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯-伊方	

比較対象プラント一覧

凡例

●大飯3/4号炉

●女川2号炉

●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.16 59条 原子炉制御室	概ね説明済み (原子炉制御室の居住性を確保するための対策はバックフィットのため新規説明)	女川2号炉 大飯3/4号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため女川2号炉をリファレンスとする 事故シナシエンス選定等PWR固有設計に係る事項については大飯3/4号炉をリファレンスとする	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
		女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.18 61条 緊急時対策所	概ね説明済み	大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯

比較対象プラント選定の詳細 (SA 条文)

【55条：放射性物質の拡散抑制】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、原子炉格納容器と使用済燃料ピット（プール）配置の相違により、PWRは原子炉格納容器への放水と使用済燃料ピットへの放水を区別するなど、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計がBWRとは異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない） [事例] 悪影響防止（ポンプ車が飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計）に係る事項</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（接続図など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

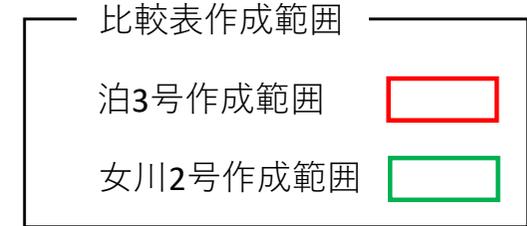
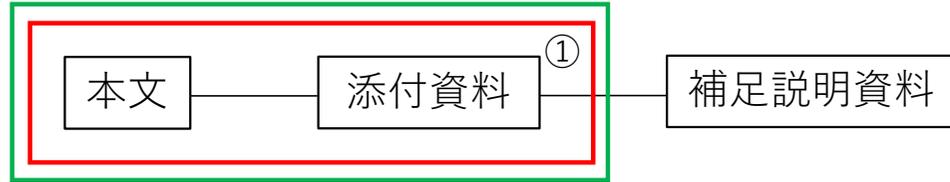
【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本文資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○		ただし比較対象は大飯3/4号炉	
添付資料						
3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
3.12.1 設置許可基準原55条への適合方針		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
3.12.2 重大事故等対処設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
補足説明資料	補足説明資料					
55-1 SA設備基準適合性一覧表	55-1 SA 設備基準適合性一覧表	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文中で書き下し（追而リストに記載済み）	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。 補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。
55-2 配置図	55-2 配置図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文中で書き下し（追而リストに記載済み）	
55-3 系統図	55-4 系統図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文中で書き下し（追而リストに記載済み）	
55-4 試験及び検査	55-3 試験・検査説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文中で書き下し（追而リストに記載済み）	
55-5 容量設定根拠	55-5 容量設定根拠	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文中で書き下し（追而リストに記載済み）	
55-6 接続図	55-9 ホースルート図	△→○	×		技術的能力1.12に記載しているが、55条補足説明資料として今後作成する。	
55-7 保管場所図		(○)	×	可搬設備の保管場所も含めて55-2配置図に記載している。		
53-8 アクセスルート図		×	×	アクセスルートについては、技術的能力1.0の「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載する。		
55-9 その他設備		×	×	技術的能力1.12に記載している。		
55-10 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について	55-7 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	△→○	×		技術的能力1.12に操作方法として記載していたが、補足説明資料として今後作成する。	
	55-8 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について					
	55-6 発電所外への放射性物質の拡散抑制について	○	×			

泊3号炉 比較表の作成範囲

44条～58条、その他（1次冷却設備等）



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料に関しては、泊では元々作成していなかったため新規にまとめ資料を作成するが、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	比較表を作成していない理由
添付資料	基準適合性を確認する上で必要となる個別設備の設計方針をまとめた資料	
補足説明資料	配置図、試験・検査、系統図等を説明した資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。